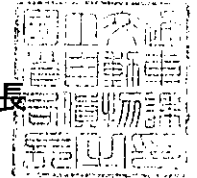


国自貨第60号の2
平成29年8月4日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



トラック運送業における適正な運賃・料金の収受に向けた取組の推進について

トラック運送業における適正運賃・料金収受等の取引環境の改善に取り組むため、平成27年度に厚生労働省と共同で設置した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の下に、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を平成28年7月に設置し、適正な運賃・料金収受に向けた方策等について検討を進めてきたところである。

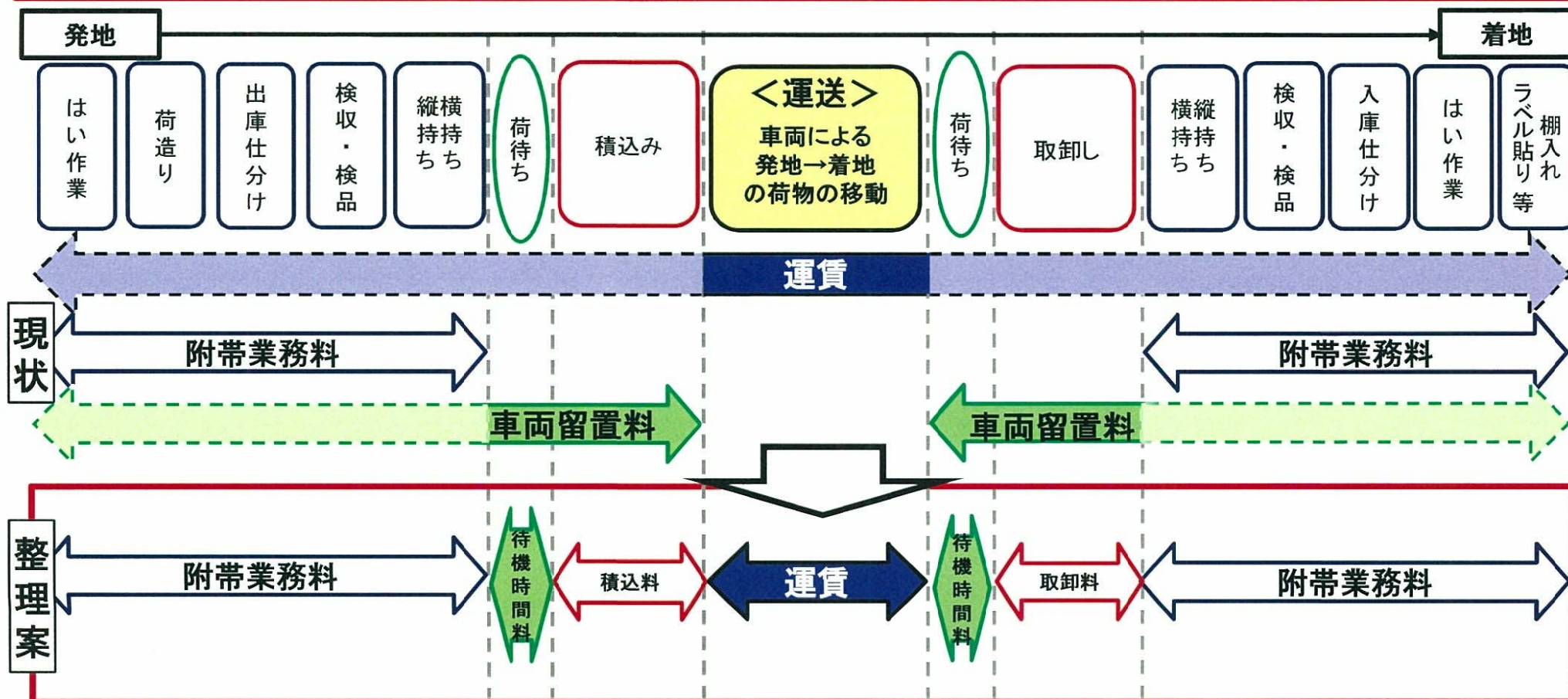
当該検討会において、約3割の事業者が附帯業務料、車両留置料等が十分に収受できていない等の状況を踏まえ、適正な運賃・料金の収受のため運賃と料金の範囲を明確化し、運賃とは別建てで料金を収受できる環境を整備する必要があるとされた。

今般、適正な運賃・料金の収受に向け、標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省告示第575号）及び標準貨物軽自動車運送約款（平成15年国土交通省告示第171号）の一部を改正するとともに、「一般貨物自動車運送事業における運賃及び料金について」通達を発出し、併せて「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の一部を改正することとする。

については、貴協会においても、新たな標準貨物自動車運送約款等への切替え並びにこれに伴う揭示の変更並びに運賃及び料金の届出が適切に行われるよう、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

適正な運賃・料金収受に向けた方策について

- 運賃が運送の対価であることを明確化するため、運賃の範囲を明確化する通達を発出する。
- 適正な運賃・料金を収受するための方策として標準貨物自動車運送約款を以下の通り改正する。
 - ①荷送人が運送依頼をする際に作成する運送状等の記載事項について、「待機時間料」、「積込料」、「取卸料」等の料金の具体例を規定する。
 - ②荷待ちに対する対価を「待機時間料」とし、発地又は着地における積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とそれぞれ規定する。
 - ③附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」及び「はい作業」^(※)を追加する。等



(※)はい作業:倉庫等において袋や箱を一定の方法で規則正しく積み上げたり、積み上げられた荷をくずしたりする作業